



# 日本風景街道の発展に向けて

## 提言

平成 30 年 8 月

「日本風景街道」有識者懇談会

## 目 次

はじめに	1
1. これまでの活動成果	3
2. 社会動向の変化	7
3. 発展に向けた課題	10
4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性	12
(1) 活動の活性化	12
① 景観の整備・保全	12
② 案内看板等の検討	12
③ 情報の発信・共有	13
(2) 交流連携の推進	13
① 道の駅との連携	13
② 同種活動との連携	14
③ 関連施策との連携	14
④ 関係者の交流	15
(3) 活動環境の整備	15
① 表彰制度の導入	15
② 登録内容の再確認	16
③ 道路協力団体制度の活用	16
④ 支援体制の構築	17

## はじめに

日本風景街道とは、道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とした多様な主体による活動そのものや、その活動によって形成される地域の資源を活かした多様で質の高い風景などを包含した概念である。

そして、その目的は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以って、地域活性化、観光振興に寄与することである。これにより、国土文化の再興の一助となる。

平成 19 年 4 月に日本風景街道戦略会議より提言された「日本風景街道の実現に向けて」を踏まえて、枠組みの構築が図られ、同年 9 月より、地方ブロック毎に設置された「風景街道地方協議会（以下「地方協議会」という。）」において、順次登録が行われ、10 年以上が経過した現在、全国で 141 ルートが活動を行っている。

これからも安定的で継続的な日本風景街道の活動が求められるなか、各ルートの取り組み状況としては、積極的に活動しているルートがある一方で、活動が停滞しているルートも見られる。

他方、登録ルート数の推移をみると、毎年数件ずつではあるが増加しており、日本風景街道の持つ多様な仕組みや活動内容などが、現在でも有効な施策であることが伺える。例えば、高速道路をはじめとした幹線道路ネットワークの整備によって自動車交通量が減少している現道について、今後の活性化に向けて必要とされる機能や役割等を改めて検討する際には、日本風景街道の持つ概念や仕組みが有効と考えられる。

また、平成 29 年 8 月の社会資本整備審議会道路分科会による建議『道路・交通イノベーション～「みち」の機能向上・利活用の追求による豊かな暮らしの実現へ～』では、「地域間の連携等を推進するため、（中略）日本風景街道等の施策の活用を推進すべきである。」や「日本風景街道活動団体（中略）と連携・協働して、道路管理の充実とともに、地域の賑わいづくりや修景活動等に寄与する取組を充実・活性化し、地域の様々な課題への総合的な対応へと発展させるべきである。」と言及されている。

この度、「日本風景街道」有識者懇談会において、これまでの活動状況等を踏まえて、今後の日本風景街道の活動を活性化させ、発展させるための取組

みについて議論を重ね、本提言を取りまとめた。

日本風景街道を長期にわたり発展させ、国民的な運動として定着させるためには、各ルートにおいて活動コンセプトを明確にし、関連施策を活用した取り組みやルート間の交流をさらに深めるとともに、官民の密接な連携のもとでそれを支援していく枠組みを再構築していくことが必要である。

本提言を踏まえ、国土交通省をはじめとする関係機関や日本風景街道パートナーシップ、関連活動団体におかれては、具体的な取り組みに着手することが期待される。

## 1. これまでの活動成果

平成17年12月に日本風景街道戦略会議が設置されて以降の日本風景街道の主な活動経緯は、以下の表の通りとなっている。

表 日本風景街道の主な活動経緯

年月	主な活動経緯
平成17年12月	日本風景街道戦略会議 設置 (委員長：奥田碩 経団連名誉会長)
平成19年4月	提言「日本風景街道の実現に向けて」 (日本風景街道戦略会議)
同年7月	日本風景街道にかかる協議会及び登録の取り扱いについて【局長通達】
同年9月	地方ブロック毎に設置された「風景街道地方協議会」にて、日本風景街道の登録開始 (平成30年7月末現在141ルートが登録)
平成23年5月	NPO法人 日本風景街道コミュニティ 設立 (代表理事：石田東生 日本大学特任教授・筑波大学名誉教授)
平成24年2月	「日本風景街道」関連商標の使用許諾事務手続きについて【課長通達】
同年2月	日本風景街道ロゴマークの運用開始
平成25年度～ 26年度	パートナーシップ等との意見交換会を踏まえ、好事例集を作成
平成28年4月	道路法改正による「道路協力団体制度」創設
同年8月	日本風景街道自治体連絡会 設立 (会長：熊川栄 婦恋村長)
平成29年4月	提言「質の高い日本風景街道に着手するために」 (日本風景街道自治体連絡会、NPO法人日本風景街道コミュニティ)
同年8月	建議『道路・交通イノベーション～「みち」の機能向上・利活用の追求による豊かな暮らしの実現へ～』 (社会資本整備審議会 道路分科会)
同年12月	「日本風景街道」有識者懇談会 設置 (委員長：石田東生 日本大学特任教授・筑波大学名誉教授)

登録開始から、日本風景街道に関連する「美しい国土景観の形成」や「地域活性化」、「観光振興」の各分野では、様々な取り組みが行われ一定の成果をあげてきている。

また、公共交通機関、特に鉄道が行き届かないような地域や過疎化が進む地方部での観光という点で、道路が果たす役割は大きく、観光施策や観光地の地

域経済の発展に大きく寄与してきており、日本風景街道は、今後増々その役割が重要になってくるといえる。

さらに、日本風景街道によって構築されるソーシャル・キャピタルは、被災地の復興や活性化において、これまでも大きく貢献してきた。

具体的な活動成果について、「美しい国土景観の形成」と「地域活性化」、「観光振興」の3つの分野に分けて以下に示す。

### ①美しい国土景観の形成

美しい国土景観の形成における代表的な活動成果として、広告看板の撤去・集約化や清掃・美化活動、植栽・花植活動、景観保全制度の制定、建物・施設等の保全・維持管理、ビューポイントの整備などがあげられる。

- ・ 広告看板の撤去・集約化としては、道路沿いに乱立する広告看板に対して、ルートごとに撤去や集約化を行い、景観保全に努めている。
- ・ 清掃・美化活動は、全国的にも積極的に実施されており、定期的な活動は、活動団体同士の交流の場にもなっている。
- ・ 植栽・花植活動は、日常的に行われるもののほか、イベントと合わせて行われていたり、中高生などの教育の場としても活用されている。また、民間企業のCSR活動とのタイアップなど、各地で創意工夫され、積極的に実施されている。
- ・ 景観保全制度の制定は、地域と行政が一定のルールの下、景観保全体制を構築して活動を行っている事例があるが、全国的には多くない状況である。
- ・ 建物・施設等の保全・維持管理としては、地域学習会の開催やガイド養成講座の実施、学校の授業での学習、景観点検の実施等の歴史・文化の継承活動が各地で実施されている。
- ・ ビューポイントの整備は、いくつかの事例が見られるが、活動団体単独で実施するには予算的なハードルもあり、これまでの活動事例では限定的となっている。

### ②地域活性化

地域活性化における代表的な活動成果として、地域等からの情報発信やイベント開催、オリジナル商品や地域特産品の販売、オープンカフェなどの実施、

道の駅との連携、その他の活動団体との連携などがあげられる。

- ・地域等からの情報発信は、地域情報や観光情報を伝えるコンシェルジュの拠点施設への配置や、地域マップの配布など積極的な取り組みが行われている。また、一般の民家や土産屋などでも道案内等ができるような仕組みづくりを行うなど、工夫した取り組みが見られる。
- ・イベント開催は、農業体験ツアーやサイクルイベントなど地域の資源を活かした催しが多く、ルートごとの特色を活かして実施されている。
- ・オリジナル商品や地域特産品の販売として、ドライブマップやイラスト化した日本風景街道のルート図、地域資源などを利用した日用品、企画した観光ツアーの販売などの取り組みが見られる。また、オリジナル商品や地域特産品の販売施設として道の駅を活用するルートも見られる。
- ・オープンカフェなどの実施については、良い景色や歴史を感じながら時間を過ごせる場所で実施されているほか、美しい景観が楽しめる一般のカフェを登録する制度を設け、スタンプラリーを実施するなどの工夫も見られる。
- ・道の駅との連携としては、道の駅でのイベントやマルシェの開催、共同のマップづくりなどの取り組みが見られる。
- ・その他の活動団体との連携として、地元の大学や鉄道等交通拠点との連携が見られる。

### ③観光振興

観光振興における代表的な活動成果として、ルートマップやガイドマップの企画・作成・配布や観光案内板の設置、ツアーの企画立案・実施、情報の多言語化、外国人旅行者の誘致などがあげられる。

- ・ルートマップやガイドマップの企画・作成・配布は、観光客へ分かりやすい情報を提供するため、全国多数のルートで工夫を凝らして取り組まれている。
- ・観光案内板の設置は、日本風景街道としての統一的なルールは無いが、各ルートで独自に作成・設置されている。
- ・ツアーの企画立案・実施として、地域の魅力や素晴らしい景色を楽しんでもらえるようなツアーの企画・立案や地域の魅力の再発見を目的に実施するケースも見られる。
- ・情報の多言語化としては、観光パンフレットやガイドマップ、案内サインな

どの多言語化に取り組んでいるルートが見られる。

- ・外国人旅行者の誘致としては、外国人旅行者を日本独自の文化でもてなしたり、外国の旅行会社との連携、来訪促進事業などを行っているルートが見られる。



## 2. 社会動向の変化

平成 19 年の日本風景街道の登録開始以降、人口減少や少子高齢化の急速な進展や、不安定な社会経済が続くなかで、日本風景街道に関連する様々な施策が進められている。

「1. これまでの活動成果」と同様に、日本風景街道に関連する「美しい国土景観の形成」と「地域活性化」、「観光振興」の3つの分野に着目して、登録開始から現在までの約 10 年間の社会動向の変化を以下に示す。

### ①美しい国土景観の形成

平成 28 年 12 月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、無電柱化の低コスト手法の導入に向けた検討が開始されるなど、良好な景観形成や安全で快適な通行空間の確保の一層の進展が期待される。

また、道路における植栽や花植、清掃活動がボランティア・サポート・プログラム等により全国で多く実施されるなか、平成 28 年 4 月には「道路協力団体制度」が創設された。道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものであり、平成 29 年度末までに直轄国道で 30 団体が指定され、そのうち、9 団体が日本風景街道パートナーシップを構成する組織として活動している。

そのほか、日本風景街道に関連する取り組みとして、平成 17 年 10 月に発足した「日本で最も美しい村」連合があり、日本風景街道戦略会議提言以前からの活動ではあるが、全国横断的な情報ポータルサイトの設置や加盟町村に対する 5 年ごとの再審査など、日本風景街道の発展に向けての情報発信方法や制度面の検討において参考となる。

さらに、近年の外国人旅行者の増加等を踏まえて、一層良好な道路の景観形成への要請が高まっているなかで、平成 29 年 10 月に国土交通省により「道路デザイン指針(案)」が改定され、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」が策定された。

### ②地域活性化

平成 5 年 4 月より登録が開始された「道の駅」は、平成 30 年 4 月までに 1,145

駅が登録されている。従来、「道の駅」は道路利用者への休憩施設や情報提供施設、地域振興施設としての役割を担ってきた。近年は、地域の雇用創出や経済の活性化、公共福祉増進を目的とした地域住民へのサービス向上などの取り組みが、全国各地の「道の駅」を拠点に行われている。さらに、地域活性化の拠点として、全国の模範となる優れた取り組み等を実施している道の駅を全国モデル「道の駅」や重点「道の駅」、特定テーマ型モデル「道の駅」として選定している。

また、平成 26 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、各地域がそれぞれの特徴を活かし自律的で持続的な社会を創生できるように、国が情報面や人材面、財政面で支援を行い、地方創生を推進している。

そのほか、地域の賑わい創出のためのイベントの場やオープンカフェとしての道路の利用など、道路空間活用への期待の高まりを受けて、地方自治体やエリアマネジメント団体などの地域活動を円滑に実施するための手法を取りまとめた「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」が平成 17 年 3 月に国土交通省より策定された。平成 28 年 3 月には策定後の制度改正の内容等を盛り込んだ改定が行われ、今後さらに地域活動が活性化し、円滑に行われることが期待される。また、エリアマネジメント団体については、近年、全国各地で活動が展開されるようになり、行政との連携や団体同士の情報共有等の場として、平成 28 年 7 月には全国組織である「全国エリアマネジメントネットワーク」が発足し、活動環境を整えている。

### ③観光振興

平成 19 年 1 月に「観光立国推進基本法」が施行され、観光を 21 世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置づけ、観光立国実現へ向けて様々な取り組みが行われている。その結果として、訪日外国人旅行者は、平成 19 年の 835 万人/年から、平成 29 年は 2,869 万人/年と大幅に増加している。さらに、政府は平成 28 年 3 月 30 日に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数の目標人数を 2020 年に 4 千万人、2030 年に 6 千万人とすることを掲げている。

そして、観光庁は訪日外国人旅行者の地方誘客のために、テーマ性やストーリー性を有する魅力ある観光地域ネットワークとして、平成 27 年から「広域

観光周遊ルート」の形成促進事業を行っている。さらに、同年「日本版DMO登録制度」を創設し、登録された法人組織は観光地域づくりの舵取り役となつて、観光地経営の視点に立った地方創生を進めているところである。

また、平成29年9月から平成30年6月にかけて、政府は8回の観光戦略実行推進タスクフォース（内閣官房長官、国土交通大臣、関係閣僚等出席）を開催し、2020年訪日外国人旅行者数4千万人等の観光ビジョンを実現するための、今後1年を目途とした行動計画として、「観光ビジョン実現プログラム2018」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2018）を策定した。プログラムの主要施策には、「景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上」等があり、関連施策として日本風景街道の取り組みを通じた、地域と道路管理者等の連携や道路景観の整備等の推進の必要性が言及されている。

そのほか、近年は従来の観光名所だけではなく、既存のインフラや工事中のインフラを観光資源と捉える「インフラツーリズム」や、農山漁村地域において自然・文化・生活・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動である「グリーン・ツーリズム」や農山漁村滞在型旅行である「農泊」、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける「農観連携」の取り組みが進められている。また、サイクリングと観光を組み合わせた「サイクルツーリズム」については、平成29年5月の「自転車活用推進法」の施行を受けて、さらなる活性化が期待される。

さらに、文化庁では平成27年から、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」と認定し、魅力ある様々な文化財群を総合的に活用する取り組みを支援している。

そして、科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を含む一種の自然公園である「ジオパーク」や、世界や日本において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域である「世界農業遺産」や「日本農業遺産」も、魅力的な観光資源であり、日本風景街道との連携による相乗効果が期待される。

### 3. 発展に向けた課題

日本風景街道のこれまでの活動成果については、「1. これまでの活動成果」の通り、関係者の日々の努力によって、「美しい国土景観の形成」や「地域活性化」、「観光振興」等の分野で様々な成果があった。

しかしながら、日本風景街道のさらなる発展に向けて、現状で抱える課題や将来想定される課題として以下が見受けられる。

#### ① 停滞が見られるパートナーシップが存在

日本風景街道の活動として、安定的・継続的に取り組んでいるパートナーシップがある一方で、組織の高齢化や少人数化、活動資金不足などが原因で停滞しているパートナーシップも存在している。

また、パートナーシップを構成する道路管理者や地元自治体による活動環境の整備などの活動活性化に向けた活動団体に対する支援も十分でない場合がある。

#### ② 「日本風景街道」の認知度が低い

これまでのパートナーシップの日々の努力によって様々な成果があったが、依然として「日本風景街道」という施策自体の認知度が低く、活動の活性化に繋がりにくい状況にある。

国土交通省やパートナーシップ等による情報の発信が全体として多いとはいえない状況であり、訪日外国人旅行者を含めた情報の受け手を考慮した情報のカテゴライズや見える化など発信方法の工夫を行っている事例も限られている。

#### ③ 関係者間の発展に向けた議論が不足

パートナーシップを構成する個々の組織同士やパートナーシップ同士、パートナーシップと地方協議会など、様々な関係者間での議論が不足している。さらに、道の駅や道を中心とした同種の活動団体との議論が十分に行われているとはいえない。

また、パートナーシップを構成する個々の組織や地方協議会のそれぞれの役割が明確になっていないことも議論が不足する要因と考えられる。

#### ④地元自治体との連携が不足

日本風景街道の活動を継続するためには、活動団体と地元自治体との連携が効果的であるが、連携が不足している場合がある。

これは、地元自治体の活動団体との連携に対する意識が低いことや、地元自治体と活動団体が連携のあり方やメリットを理解できていないことが要因と考えられる。

#### ⑤好事例や助成制度等の共有が不足

活動内容の方向性に問題がある場合や、活用できる助成制度を知らない場合、申請に手間取るために助成が受けられていない場合などにより、活動が停滞しているパートナーシップが見られる。

これは、参考となる好事例や申請方法などを含めた助成制度等の情報の共有が不足していることが要因としてあげられる。

#### ⑥ルート登録後に活動状況の確認等を行うスキームがない

当初のルート登録開始から10年以上が経過し、ルートによっては活動目的や活動主体、活動内容などが既に変更していることが想定される。また、近年増加している訪日外国人旅行者を意識した場合に、新たな地域資源発掘の可能性もあるが、現状でパートナーシップの活動状況を定期的に確認するスキームがない。

また、定期的に活動状況を確認する機会がないため、活動が停滞傾向にあるパートナーシップが表面化せず、国土交通省や地元自治体等による支援が遅れたり、支援されることなく活動が実質上停止してしまう恐れがある。

#### ⑦資金・人員体制が不足

活動資金の確保や人員体制の保持が十分でないことにより、活動が停滞しているパートナーシップが見られる。

これは、収益活動が可能な道路協力団体制度に関する情報など、資金や人員体制を確保する方法の共有が不足していることが要因としてあげられる。

## 4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性

「2. 社会動向の変化」や「3. 発展に向けた課題」を踏まえた日本風景街道の発展に向けた具体的な取り組みの方向性について、「(1) 活動の活性化」、「(2) 交流連携の推進」、「(3) 活動環境の整備」に分類し以下に示す。

### (1) 活動の活性化

#### ①景観の整備・保全

景観保全や施設整備等のハード整備を伴うものは、活動団体単独で実施するには予算的なハードルもあり、これまでの実績は限定的である。今後は、道路管理者や地元自治体を中心となって、民間と連携した景観の整備・保全の推進方策を検討すべきである。

例えば、平成 28 年 12 月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」による無電柱化や、平成 29 年 5 月に施行された「自転車活用推進法」による自転車通行空間の整備、平成 29 年 10 月に策定された「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に基づいたルートやビューポイントの整備を推進すべきである。

沿道に対しては、屋外広告物条例の活用等による屋外広告物を含めた沿道景観規制を推進すべきである。

また、景観保全の観点からは、パートナーシップにおける協定の締結等により、景観保全体制の構築や定期的な景観点検の実施を推進すべきである。

#### ②案内看板等の検討

日本風景街道の認知度向上のために、道路上や民地内での案内看板等の設置に取り組んでいるルートが見られるが、それぞれが独自の基準で運用しており、限定的な活動に留まっている。案内看板等の設置が全国的に広まることは、認知度向上に加え、地図やカーナビゲーション等へ日本風景街道に関する情報が掲載されやすくなり、これまで以上に観光案内や観光体験がしやすくなることにつながる可能性がある。

案内看板等の設置については、パートナーシップから行政の積極的な支援を求める意見もあることから、まずは地方協議会やパートナーシップにおいて、必要性等について十分に議論すべきである。そのうえで、認知度向上のための

案内看板等のあり方を具体的に検討すべきである。検討の際には、日本風景街道はエリアを持った概念であり、中心となる道路が明確になっているか、名称が地域に受け入れられたものになっているか、案内看板等が景観に馴染んだものになっているかなどについて留意する必要がある。

また、設置の条件にパートナーシップによる「継続的な景観保全」や「積極的な活動維持」等を盛り込むことにより活動の活性化に繋げることや、高速道路利用者による日本風景街道の立寄り促進のため、高速道路での案内についても検討すべきである。

### ③情報の発信・共有

現在の日本風景街道の主要な情報発信は、地方協議会やパートナーシップがそれぞれ独自に作成したウェブサイトによるものとなっており、発信する情報の量や質、更新頻度等にバラつきが見られる。

このため、日本風景街道のブランド化や認知度の向上を目的として、全国横断的な情報ポータルサイトの設置について検討すべきである。なお、情報発信の際には、日本風景街道の風景や地域資源を立地や特徴等でカテゴライズするなど、受け手を考慮して情報を整理すべきである。また、ウェブサイトにおける日本風景街道のロゴマークの積極的な表示や、バナーの統一などが認知度の向上には効果的である。

さらに、人気の高い観光地等では、SNS を活用した情報発信が効果的に行われているが、日本風景街道での事例は少ない。先行事例の共有などにより、地方協議会やパートナーシップが勧める風景の動画や写真、イベント情報等をSNS で積極的に発信できる環境を整備すべきである。また、観光客によるSNS を活用した情報発信も観光促進には重要であることから、ビューポイントを整備する際には、情報発信を促すような魅力的な空間の整備が望まれる。

## (2) 交流連携の推進

### ①道の駅との連携

現在、全国に1,100箇所を超える道の駅が展開され、日本風景街道の登録エリア内や近傍にも道の駅が多く存在している。道の駅の施設を利用したイベントの実施や、共同のガイドマップ作成等、日本風景街道と道の駅の連携が徐々

に進んできており、道路の美化活動資金捻出のために、道の駅でのマルシェ開催等の取り組みも一部で見られる。

日本風景街道は、道の駅同士を魅力的な風景などによってつなぐ役割を担うものとして、他方、道の駅は、日本風景街道の情報発信や活動の拠点として、相互の魅力向上のための連携のあり方について検討すべきである。

今後、効果的な連携の実現と双方の価値向上に向けて、関係者間のコミュニケーション強化等が望まれる。

## ②同種活動との連携

日本風景街道のような多様で広範囲にわたる活動は、同様の目的を持った同種の活動が重複する場合や近接する場合があります、その場合は、双方の活動の価値向上に向けて連携すべきである。

例えば、ボランティア・サポート・プログラムや九州地方における「道守九州会議」、中国地方における「夢街道ルネサンス」等の同種活動は、活動に同じメンバーが関わっていることも多いことから、それぞれの特徴を活かしながら、効果的・効率的な連携を進めていくことが望まれる。

## ③関連施策との連携

近年、多様な展開をみせている観光施策や文化財施策、農林振興施策等と日本風景街道との連携のあり方について検討すべきである。

今後の活動目的や活動内容を検討する場合には、日本風景街道単体としてだけでなく、広域観光周遊ルートや日本版DMO、グリーン・ツーリズム、農泊、サイクルツーリズム、世界遺産、日本遺産、ジオパーク等との連携を地方整備局や、パートナーシップを構成する道路管理者や地元自治体を中心となつて、観光庁や運輸局等の関連施策担当部局と調整し、進めていくことが望まれる。

さらに、日本風景街道を通じて、周辺の地域資源や、地域の生活文化や食文化等について魅力的に発信・案内できる人材、いわゆる、「道の語り部」を育成していくべきである。

また、増加する訪日外国人旅行者対応として、観光案内やその他の情報発信時の多言語化や多言語ガイドの育成、海外向けプロモーション等を積極的に行



うべきである。

#### ④関係者の交流

日本風景街道の活動の活性化や円滑化のために、パートナーシップ同士や、パートナーシップを構成する国道事務所をはじめとした道路管理者や地元自治体、活動団体の交流や情報共有等を促進すべきである。活動団体にとって、他のパートナーシップや道路管理者、地元自治体との交流は、情報交換だけではなく、刺激しあい、励ましあうことにつながり、活動を継続する上で大変重要なことである。

関係者の交流促進にあたっては、パートナーシップを構成する道路管理者や地元自治体を中心となり、積極的に活動団体との交流や活動団体同士の交流を働きかけるべきである。また、地方ブロック単位では、現在、地方協議会とパートナーシップが参加するブロック全体会議を年に1回程度実施しているところが見られるが、引き続き、実施していくなかで、例えば、全国の地方協議会を集めた意見交換の場についても設置すべきである。そして、交流促進の場では、全国のルートの好事例や、活動資金不足の対策として活用可能な助成制度とその申請手続き等のノウハウを共有すべきである。

今後は、地方協議会やパートナーシップ等による日本風景街道を軸とした地域の活性化に取り組む体制を一層充実させ、次世代にわたり発展させていくことが望まれる。

### (3) 活動環境の整備

#### ①表彰制度の導入

パートナーシップによる活動のさらなる発展に向けて、地域の魅力やモチベーションの向上に繋がる表彰制度は効果的である。

また、表彰制度は地元マスコミの報道による認知度の向上や、地元自治体や民間からの支援拡大などに寄与することも期待される。

現在、表彰を継続的に実施している地方協議会もあれば、表彰を実施していなかったり、中断している地方協議会もある。表彰を実施している地方協議会については、継続して実施すべきであり、表彰を中断又は実施していない地方協議会については、先行事例を参考に、各地域に応じた表彰制度を導入すべきである。

なお、表彰制度を効果的に運用するためには、地方協議会とパートナーシ

ップや、パートナーシップを構成する道路管理者や地元自治体、活動団体が日常的なコミュニケーションを図り、表彰制度の意義等を共有しておく必要がある。

今後は、各ルートの活動状況や各地方協議会における表彰制度の定着状況等を踏まえて、全国規模の表彰制度についても早期に導入すべきである。

## ②登録内容の再確認

登録開始から10年以上が経過し、いくつかのルートでは、当時の登録内容である活動目的や活動内容、地域資源、パートナーシップの構成メンバー等が変わっていることが想定される。今後の活動をさらに活性化させ、パートナーシップを構成する道路管理者や地元自治体、活動団体同士のコミュニケーションの向上を期待して、登録内容を再確認する仕組みの導入を検討すべきである。

また、社会動向が変化する中においても、継続的に日本風景街道の活動を行うためには、定期的な再確認を通じて、パートナーシップの活動コンセプトや活動内容、役割分担等を明確にしていく必要がある。

さらに、近年の訪日外国人旅行者の増加に伴って、訪日外国人旅行者からの視点での新たな地域資源の発掘も意識すべきである。

なお、登録内容の再確認の過程では、地方協議会を構成する地方整備局や関係自治体等は、単なる手続きとしてではなく、活動を支援する姿勢でパートナーシップに積極的に関わり、活動活性化のきっかけとすることが望まれる。

## ③道路協力団体制度の活用

道路協力団体制度は平成28年4月に創設され、平成29年度末までに直轄国道における道路協力団体が30団体指定されている。

本制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度である。

直轄国道における道路協力団体30団体のうち、9団体が日本風景街道パートナーシップを構成する組織となっており、パートナーシップが直面する活動資金不足等の課題解決や賑わいの創出に関する取り組みなどを推進していく上で、本制度を効果的に活用すべきである。

今後は、道路協力団体による収益事業等の好事例の発信や共有を行い、日本

風景街道における道路協力団体の指定拡大を促進すべきである。

#### ④支援体制の構築

パートナーシップによる効果的で継続的な活動を支援するための体制や仕組みを検討すべきである。

例えば、全国的にも活動が活発なシーニックバイウェイ北海道の支援組織である一般社団法人シーニックバイウェイ支援センター（平成 17 年 7 月設立）では、シーニックバイウェイ北海道全体の広報及びプロモーション活動や包括連携企業との連携、ルートと連携した観光プロジェクトづくり、全国的なネットワークづくり、視察対応等の支援を行っている。他の地方においても、こうした支援内容や方法を参考に、地方協議会や道路管理者、地元自治体等による支援の仕組みや方法などを検討することが望まれる。

## 「日本風景街道」有識者懇談会

### 委員名簿

- ◎ 石田 東生 日本大学 特任教授・筑波大学 名誉教授
- 楓 千里 (株) JTBパブリッシング  
エグゼクティブ・アドバイザー
- 熊野 稔 宮崎大学 地域資源創成学部 副学部長
- 玉川 孝道 元・西日本新聞社 副社長
- 林 美香子 慶應義塾大学大学院  
システムデザイン・マネジメント研究科特任教授
- 宗田 好史 京都府立大学 副学長

(敬称略・五十音順)

◎ : 委員長

# 「日本風景街道」有識者懇談会

## 開催実績

### 第1回：平成29年12月18日（月）

- (1) 日本風景街道のこれまで
- (2) 日本風景街道の課題
- (3) その他

### 第2回：平成30年2月19日（月）

- (1) 今後の風景街道の活動のあり方について
- (2) 今後の風景街道の枠組みのあり方について
- (3) その他

### 第3回：平成30年5月10日（木）

- (1) 風景街道の発展に向けた取り組みについて
- (2) 提言(骨子案)について
- (3) その他

### 第4回：平成30年7月23日（月）

- (1) 「日本風景街道の発展に向けて 提言(案)」について
- (2) その他